

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業
「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」実施要領

1 総則

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」（以下「本事業」という）の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

2 趣旨

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）の具体化を進めるためには、構想到に参画する企業や、構想の担い手となる人材の確保が必要である。

そのためには、浜通り地域等の15市町村（*1）（以下「イノベ地域」という）における構想関連企業の先進的な取組や、復興まちづくりのために活躍している人々に触れる等、活躍の場、生活の場としてのイノベ地域の魅力を知っていただくことが大切である。

上記により、イノベ地域外の企業及び将来的な構想の担い手として期待できる若者を主要なターゲットとし、イノベ地域に呼び込み、構想の機運醸成を図る「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業」を、イノベ地域の企業・団体等と福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）協同で実施する。

なお、事業の実施にあたっては、イノベ地域の企業・団体等が主体となった交流人口及び関係人口（*2）拡大の仕組みの構築を目指すため、事業を公募するものである。

（*1）浜通り地域等の15市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

（*2）関係人口

イノベ地域と繋がりを持ち、復興支援、地域活性化、新たなビジネス展開、移住・定住等様々な活動を展開することが期待される人々

3 事業の概要

本事業は、公募により提案を受けた事業を機構が審査し、選定した事業を応募者と機構が協議のうえ仕様を決定し、機構から応募者へ請負事業として依頼し実施する。

（1）事業費用

1事業あたり上限5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

*上記費用はあくまで上限額であり、事業費用は審査のうえ決定する。

（2）事業実施期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで（最長）

4 事業内容等

(1) 選定対象とする事業

- ・イノベ地域内の企業・団体等が、地域資源を活用した特産品や食の開発、ツアー、イベント、体験メニュー等の開発を行い、地域外との交流人口及び関係人口拡大を図る事業。
- ・事業実施においては、地域外の方々のご意見を踏まえ、事業のブラッシュアップを図ること。
- ・過年度採択事業を継続実施する場合は、過年度の成果及び課題を踏まえた事業のブラッシュアップに加え、更なる地域への定着に向けた新しい取組を行うことにより地域価値向上を図る事業であること。

(2) 選定要件

「福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業『地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施』第二次公募型プロポーザル方式募集要領」に定める要件を全て満たすこと。

5 実施手順

(1) 応募書類の提出

事業を提案する者は、「福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業『地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施』第二次公募型プロポーザル方式募集要領」に定める応募書類を、機構が定める日までに提出する。

(2) 本事業実施候補者の選定

審査委員会が応募書類を基に審査を実施し、本事業実施候補者を選定する。なお、審査委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(3) 契約締結

機構と本事業実施候補者との間で協議のうえ事業の仕様を決定し、請負契約を締結する。

(4) 本事業の開始

本事業実施者は、本事業を開始するとき、機構に対し速やかに「主任管理者選任通知書」「事業着手届」及び「実施計画書」を提出する。

(5) 事業実施期間の変更

本事業実施者は、事業進捗等により事業実施期間の変更が必要なとき、機構に対し予め書面にて通知のうえ協議する。

(6) 事業の中止

本事業実施者は、大幅な仕様変更や事業実施期間変更等、やむを得ない事情により本事業の中止をするとき、機構と協議のうえ対応方針を決定する。

なお、申し出理由や事業進捗状況により、違約金が発生する場合がある。

(7) 状況報告

機構は、本事業実施者に対し、本事業の進捗状況について報告を求めること及び調査を実施することができる。

本事業実施者は、機構より報告を求められたとき、機構が定める期日までに実施状況報告書を提出する。

(8) 事業の完了

本事業実施者は、事業完了後速やかに成果を取り纏め、機構に対し「事業完了届書」及び「事業完了報告書」を次に掲げる書類を添えて提出する。

なお、提出期日は事業完了後 15 日以内とする。

- ・制作物がある場合は、制作物の現物（映像など現物がない場合は、記録したメディア）
- ・その他機構が必要と認める書類

(9) 完了検査

機構は、事業完了報告書を受領したときは、その内容を検査し、その報告結果が仕様に適合していると認めたときは、本事業実施者に検査結果を通知する。

(10) 委託料の請求

本事業実施者は、機構からの検査結果通知を受領したときは、機構に対し速やかに委託料請求書を提出する。

機構は、委託料請求書を受領したときは、委託料を支払う。

(11) 前金払

本事業実施者は、事業実施に必要があるときは、機構に対し前金払請求書及び積算根拠を提出することで、事業費用の 5 割まで前金払請求することができる。

機構は、本事業実施者より請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは前金払をする。

(12) 会計帳簿等の整備等

本事業実施者は、事業費用の執行状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、本事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存する。

6 不正行為への対応

機構は、本事業実施者に対し、契約違反や法令違反等の不正行為の疑いがあると認められたときは、事実関係を調査したうえで、必要に応じ契約解除あるいは事業の一部を取り消す等、厳正に対応するものとする。

7 補足

この要領に定めるもの以外に必要な事項は、別に定める。